

『結びの糸・原田茂』特別展の開催

●問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習班 ☎(248)5555

令和2年度熊本県近代文化功労者に顕彰された原田茂さん(平島区出身)の特別展を、グイール3階の市歴史資料館で開催します。

原田さんは、大正期から洋裁を指導し、洋服の仕立て方やデザインを発表するなど、戦前、戦後の日本ファッション界をリードし、コシノヒロコ・ジュンコ姉妹や高田賢三さんなどを輩出した、文化服装学院(東京都)の学院長、名誉学院長を務めました。

また、長年の洋裁教育の活動が評価され、1966年にアメリカン学術賞、1967年に勲四等瑞宝章受章など、各種表彰を受けています。

今回の特別展では、原田さんの功績を伝えるため、次の3つのブースを設置する予定です。

①パネルの展示
原田さんの活躍を伝えるパネルを展示します。

②ワンピースの展示
原田さんが実際に制作したワンピースを展示します。

③書籍の展示
原田さんに関連する書籍を展示します。



▲原田茂さんの指導の様子(文化服装学院)

▼とき 11月6日(土)から令和4年2月27日(日)

午前9時～午後4時30分

市歴史資料館

月曜(祝日の場合は翌平日)

毎月末日、年末年始

▼入館料 無料

▼協力 文化服装学院

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

●問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(248)1487

農業者や地域の声をまとめ、農地利用の最適化を積極的に推進する農業委員と、農地利用最適化推進委員を公募します。個人・団体からの推薦と一般応募を受け付けます。

▼公募期限 11月5日(金)

▼任期 令和4年4月1日から3年間

▼資格・条件

・原則、本市に住所を有すること

・農業の識見を有し、農地利用の最適化の推進に熱意があり、積極的かつ適切に職務を行なえること

・平日の日中に行なわれる会議・研修会などに出席できること

・法令などにより農業委員・農地利用最適化推進委員と兼職を禁止されていないこと

・政治、布教活動に利用しないこと

・暴力団(構成団体を含む)の構成員でないこと

▼公募人数 14人

・農業委員 14人
(うち過半数は認定農業者。1人は農業者以外で中立・公正な判断ができる人。女性や青年層登用についての配慮要件あり)

・農地利用最適化推進委員 22人(担当区域の設定あり)

▼職務内容

・担い手への農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化の推進に関すること

・農地の権利移動や、農地転用の許認可に関すること(※議決権は農業委員のみ)

・農業者年金加入推進 など

▼報酬(月額)

・農業委員 21,500円

・農地利用最適化推進委員 12,800円

▼推薦・応募方法

推薦・応募用紙および同意書を持参または郵送により、農業委員会事務局へ提出してください。

※用紙は農業委員会事務局窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

▼提出先 農業委員会事務局

〒861-1195
竹迫2140



市人権フェスティバル

人権標語・ポスターを募集します

●申し込み・問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎(248)2399

さまざまな人権に関する作品を募集します。多くの皆さんの応募をお待ちしています。

▼応募対象 市民(高校生以上)

▼規格

①標語(規格はありません)

②ポスター(画用紙)

・四つ切(542×382mm)

・八つ切(382×271mm)

※文字、画材など表現方法は自由です。

▼応募方法 郵送または直接提出

※裏面に住所・氏名・年齢・電話番号を明記してください。標語はメールでも応募できます。

▼表彰 入賞者には直接お知らせし、表彰状と記念品を贈呈します。

▼その他

・作品は未発表のものに限ります。

・表彰作品は、市の施設での展示やリーフレットへの掲載など、啓発活動に活用します。

・表彰作品は11月23日(火)～12月21日(火)まで市総合センターグイールに展示します。

▼募集期限 10月29日(金)

令和2年度の表彰作品(一般の部)

- ・どうしたの 気づき 声かけ 話そうよ
神宮修二さん(永江団地)
- ・「それ違う」 否定するより 認め合う
相手に寄り添い 一歩前進
西郷節夫さん(須屋)

人権よもやま話

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎(248)2399



人権擁護委員
あかさか いちや
赤坂 一矢

「ちよつと待つて、車が止まってから渡ろうね」これは、信号機が無い横断歩道での私と下校中の小学校1年生との会話です。

車が止まり「渡っていいよ」と私。

児童は手を挙げて横断歩道を渡りドライバーに「ありがとうございまして」とお礼を言いつて帰って行きます。

直線で路側帯が広いので止まらない車があります。『交通の方法に関する教則』には、「歩行者や自転車が行断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の手前(停止線があるときは、その手前)で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません」とあります。車は凶器になることもあります。ドライバーの皆さん横断歩道に歩行者や自転車がいたら譲りましょう。

人権についてはどうでしょうか。

子どものいじめや虐待、部落差別問題、障がい者への偏見や差別、ハンセン病に対する偏見や差別、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者・その家族に対する偏見や差別、インターネットでの誹謗中傷や差別など様々な人権問題があります。時には自ら命をなくされる場合もあります。日本国憲法では、第11条(大意)国民は全て生まれながらにして持っている基本的人権を侵されない。この憲法が国民に保障している基本的人権は、侵してはならない永久の権利として、現在と将来の国民に与えられる「第14条(大意)国民はだれでも立法、司法、行政など法の前で平等であり、人種、信仰、信念、性別、社会的な地位、家柄により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。憲法でも人が生まれながらにして持っている権利(人権)は保障され、侵されることがないといえます。私はことしの4月に人権擁護委員になりました。差別やいじめなどがなくなるよう啓発活動や人権の相談に努めていきたいと思っています。